及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
同号	法附則第二十二条の規定により読み替えられた同号
附則第三条第二項	附則第七条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項
同項	法附則第二十二条の規定により読み替えられた同項

附則第十五条中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加える。

附則第十六条を削る。

附則第十七条の表以外の部分中「第五条第一項」を「附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項」に改め、同条の表を次のように改める。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	の合算額	に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第五項第三号ハ	係る部分	、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1) 被用者保険等保険者である組合　四分の三 (2) 介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の割合

附則第十七条を附則第十六条とする。

附則第十八条の見出しを削り、同条の表以外の部分中「経過的組合員」を「平成三十年度において、経過的組合員」に改め、「をいう」の下に「。次条及び附則第十九条において同じ」を加え、同条の表附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)の項中「附則第十八条」を「附則第十七条」に改め、同条を附則第十七条とし、同条の前に見出しとして「（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条　平成三十一年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）又は小規模事業所等常時勤務者（同号ロに規定する小規模事業所等常時勤務者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合員でない特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）

及び	並びに	
組合特定被保険者でないもの	組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常時勤務者でないもの及び経過的世帯員	
第五条第二項	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常時勤務者でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）
第五条第四項第一号	一　厚生労働大臣が定める組合の組合員であつて、特定被保険者であつて、常時百人以上の従業員を使用する事業主の事業所に使用される者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による被保険者をいう。）であつて同法の被保険者となつていないことにより当該組合の被保険者でないもの（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分　零	
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもの及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）を除く。）
第五条第五項第一号	指定組合特定被保険者	一　次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分　零 イ　厚生労働大臣が定める組合の組合員であつて指定組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所に使用される者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による被保険者をいう。）であつて同法の被保険者となつていないことにより当該組合の被保険者でないもの（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。） ロ　指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者となつていないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）
	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員	

附則第二十条を附則第二十一条とし、附則第十九条を附則第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十九条　平成三十二年度から平成三十五年度までの各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。